

南相木村過疎地域持続的発展計画 (案)

(令和3年度～令和8年度)

令和3年7月現在

長野県 南相木村

目 次

第 1 基本的な事項	3
1 地域の現状と課題	3
第 2 地域の持続的発展の基本的な方向	7
1 地域の持続的発展の基本方針	7
2 地域の持続的発展のための基本目標	8
3 計画の達成状況の評価に関する事項	11
4 計画期間	12
5 公共施設等総合管理計画との整合	12
第 3 実施すべき施策に関する事項	14
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
2 産業の振興と観光の開発	17
3 地域における情報化	22
4 交通施設の整備、交通手段の確保	24
5 生活環境の整備	27
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
7 医療の確保	34
8 教育の振興	35
9 集落の整備	38
10 地域文化の振興等	40
11 再生可能エネルギーの利用の推進	42
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	43
事業計画（令和 3 年度～令和 8 年度）（再掲）	45

第 1 基本的な事項

1 地域の現状と課題

(1) 村の概況

本村は長野県南佐久郡の東南端、群馬県境に位置し、東西 20 k m、南北 5 k m の細長い地形で、総面積は 66.05 k m² となっている。面積の約 9 割を山林原野が占め、南相木川及び栗生川の流域に 10 の集落が散在している。

気候は内陸性高冷地気候で、年間平均気温が 9℃、降水量は年間約 1,000～1,200 mm と比較的少なく、冬季の降雪量も少量である。夏季は冷涼で日較差が大きく、冬季は寒さが厳しい。

本村では縄文時代から人が暮らしはじめ、室町時代には相木(阿江木)氏が活動したとされ、江戸時代には仙石領、幕府天領となった。隣町の小海町へと通じる道路は交通の難所が多く、昭和初期まで生産物の輸送は馬や運送(馬車)に頼っていた。昭和 30 年代までは、林業や米麦の栽培、明治初期から普及した養蚕が主であった。40 年代以降は夏季の冷涼な気候を利用した高原野菜や花卉などの農業が基幹産業となったが、近年は、農家の高齢化や後継者不足等の課題に直面している。

また、長野県「しあわせ信州創造プラン 2.0」でも、佐久地域の方向性として、伐期を迎えたカラマツの活用や体験交流型の観光促進、「東京に一番近い信州」としての移住促進、特色ある教育の促進等が掲げられており、本村においてもこうした視点からの取り組みを積極的に促進していく。

本村においては、昭和 45 (1970) 年に制定された過疎地域対策緊急措置法以来、長年にわたり過疎対策を進め、交通通信体系や産業基盤の整備などに取り組んできた。しかし、人口は昭和 35 年の 2,421 人が平成 27 年には 1,005 人に半減するとともに、少子高齢化が進行している。年齢階層別人口をみると、年齢 3 区分の全ての年代で人口が減少傾向にある。中でも年少人口の減少の割合が最も高く、平成 27 年の年少人口 (0～14 歳) は 112 人で、平成 22 年の 142 人から 5 年間で 21.1% 減少している。

平成 26 年度に始まった地方創生を機に、生活環境の整備や子育て支援の充実、教育環境の整備など、若者の定住促進や U・I・J ターン者の受入強化、就労支援、結婚対策移住者の受入れ体制の充実に努めており、今後もこうした取り組みを積極的に進めていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

総人口は、平成12年の南相木ダム建設工事に伴う人口増加を除き、昭和25年の2,672人から減少傾向が続いており、平成27年には1,005人となっている。

平成27年の村民の男女別産業別就業人口は、男女ともに農業、林業が多く、次いで男性では建設業、公務、女性では医療、福祉が多くなっている。

産業3部門別就業人口の推移をみると、南相木ダム完成により第2次産業の就業人口が大幅に減少しているが、第1次産業、第3次産業でも産業人口は減少傾向にある。平成22年から平成27年においては、第1次産業、第3次産業はわずかに増加している一方、第2次産業はわずかに減少している。

こうした状況に対応するため、平成27年に策定された「南相木村人口ビジョン」における人口目標では、令和22年までに総人口約800人の維持を目指し、第6次総合計画の最終年度となる令和12年の人口目標を900人と定めている。

表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)

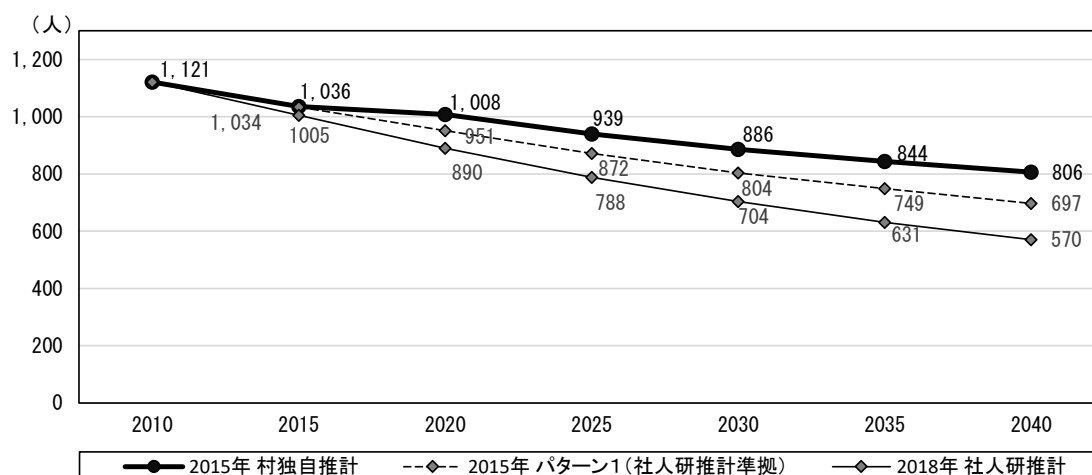
区 分	昭和35年 (1960)		昭和40年 (1965)		昭和45年 (1970)		昭和50年 (1975)		昭和55年 (1980)		昭和60年 (1985)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,421	—	2,238	△ 7.6	2,009	△ 10.2	1,800	△ 10.4	1,604	△ 10.9	1,453	△ 9.4
0～14歳	878	—	785	△ 10.6	623	△ 20.6	429	△ 31.1	268	△ 37.5	210	△ 21.6
15～64歳	1,361	—	1,255	△ 7.8	1,129	△ 10.0	1,099	△ 2.7	1,044	△ 5.0	932	△ 10.7
うち15～29歳	444	—	296	△ 33.3	241	△ 18.6	302	25.3	298	△ 1.3	247	△ 17.1
65歳以上 (b)	182	—	198	8.8	257	29.8	272	5.8	292	7.4	311	6.5
(a)/総数 若年者比率	18.3%	—	13.2%	—	12.0%	—	16.8%	—	18.6%	—	17.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	7.5%	—	8.8%	—	12.8%	—	15.1%	—	18.2%	—	21.4%	—

区 分	平成2年 (1990)		平成7年 (1995)		平成12年 (2000)		平成17年 (2005)		平成22年 (2010)		平成27年 (2015)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	1,368	△ 14.7	1,334	△ 2.5	1,584	18.7	1,151	△ 27.3	1,121	△ 2.6	1,005	△ 10.3
0～14歳	178	△ 33.6	194	9.0	195	0.5	162	△ 16.9	142	△ 12.3	112	△ 21.1
15～64歳	835	△ 20.0	757	△ 9.3	926	22.3	535	△ 42.2	557	4.1	476	△ 14.5
うち15～29歳	201	△ 32.6	165	△ 17.9	176	6.7	103	△ 41.5	105	1.9	96	△ 8.6
65歳以上 (b)	355	21.6	383	7.9	463	20.9	454	△ 1.9	422	△ 7.0	417	△ 1.2
(a)/総数 若年者比率	14.7%	—	12.4%	—	11.1%	—	8.9%	—	9.4%	—	9.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	26.0%	—	28.7%	—	29.2%	—	39.4%	—	37.6%	—	41.5%	—

表 1-1 (2) 人口の見通し（南相木村人口ビジョンより※平成 27 年度以降は推計値）

(単位: 人)

区分	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
村独自推計	1,121	1,036	1,008	939	886	844	806
パターン 1 (社人研推 計準拠)	1,121	1,034	951	872	804	749	697
社人研推計 2018	1,121	1,005	890	788	704	631	570



(3) 行財政の状況

本村の行政機構は、総務課、振興課、住民課と、教育委員会、議会事務局、保育所、診療所に加え、令和元年度からは移住定住推進室を新設し、人口減少対策を強化している。

村の財政をみると、令和元年度の歳入は1,984,517千円で、そのうち、一般財源が1,359,398千円(構成比68.5%)、国県支出金が153,083千円(構成比7.7%)となっている。一般財源の内訳は、村税771,694千円(56.8%)、地方譲与税52,608千円(3.9%)、地方交付税494,193千円(36.4%)である。

歳出では、投資的経費が509,030千円(構成比26.1%)、人件費、公債費などの義務的経費は343,360千円(構成比17.6%)である。なお、令和元年度は台風19号による被害があり、災害復旧事業費が89,938千円となっている。

経常収支比率は82.9%、実質公債費比率(3か年平均)は-0.4%、公債費負担比率は8.5%であり、平成12年度の数値と比較すると改善されており、地方債現在高においても3,270,083千円から1,773,123千円(△45.8%)に減っている。なお、平成18年度から平成22年度まで、南相木ダムに係る固定資産税収入により、普通交付税の不交付団体となっている。

一般財源収入が増大となり財政運営は比較的柔軟となったものの、定住人口の確保や産業の振興により、自主財源の確保を図りながら、長期的展望にたった事業の実施

など、計画的な財政運営が求められている。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	1,676,550	1,810,668	1,984,517
一般財源	1,292,533	1,167,443	1,359,398
国庫支出金	109,205	104,915	92,242
都道府県支出金	67,278	64,048	60,841
地方債	7,500	227,900	351,717
うち過疎対策事業債	7,500	104,700	230,600
その他	200,034	246,362	120,319
歳出総額 B	1,591,347	1,725,520	1,950,112
義務的経費	447,047	313,659	343,360
投資的経費	199,793	398,317	509,030
うち普通建設事業	192,308	398,317	419,092
その他	937,007	891,149	814,127
過疎対策事業費	7,500	122,395	283,595
歳入歳出差引額 C (A-B)	85,203	85,148	34,405
翌年度へ繰越すべき財源 D	19,339	25,532	24,372
実質収支 C-D	65,864	59,616	10,033
財政力指数	1.03	0.92	0.85
公債費負担比率	16.7	7.7	8.5
実質公債費比率	9.0	1.5	-0.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	76.6	81.0	82.9
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	1,044,274	977,085	1,773,123

(注) 上記区分については、地方財政状況調(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領による。ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年第94に基づく数値を使用する。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
村道					
改良率 (%)	6.0	7.9	19.3	28.6	30.6
舗装率 (%)	12.2	42.1	48.9	53.7	53.6
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	119.0	121.0	18.2	—	—
林道					
延長 (m)	1,212	3,615	3,615	6,115	6,115
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	64.2	31.4	11.9	16.4	16.4
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	0.0	6.0	54.6	86.6	91.2
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	—	—	—	—	—

第2 地域の持続的発展の基本的な方向

1 地域の持続的発展の基本方針

(1) 子どもの元気な声がこだまする村

子どもたちの笑顔と元気な声があふれる日常は、村の大切なかけがえのない財産である。

子育て世帯が安心していきいきと子育てできる環境を整えるとともに、地域全体で子どもたちを大切に見守り育て、本村の子どもたちがたくましく健やかに成長できる村をつくる。

(2) 若者が活躍する村

東京に人口が集中する一方で、働き方や価値観の多様化により、田舎暮らしを志す若者も増加している。本村においても農業、林業をはじめとする地域資源を活かした産業への就業や多様な雇用機会の創出を通じて若者の移住定住を支援するとともに、地域全体で主体的に様々な活動を行う若者を応援する気運を醸成し、若者が活躍する村をつくる。

(3) 高齢者が安心していきいきと暮らす村

本村では高齢化の進行に伴い、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している。福祉サービスによる各種支援に加え、地域ぐるみで支え合い、いつまでも安心して暮らせる村を目指す。また、人生100年時代を見据え、健康づくりや活躍の機会の創出や移動に対する支援等を通じて、高齢者が生涯いきいきと活躍できる村をつくる。

(4) 関係人口が充実した村

人口減少が続く本村では、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。本村に関係のある多様な個人や企業、団体との良質なつながりづくりや活動の機会の創出を通じて、関係人口が充実した村をつくる。

(5) 多様な挑戦を応援する村

今後も続く人口減少を抑制し、村の活力を維持・向上させるためには、これまでの取り組みに磨きをかける一方で、前例のない挑戦も必要となる。村のアイデンティティともいえる豊かな自然環境や人と人のつながりを大切にしたいうえで、村の活力につながる多様な村内外の活動主体による挑戦を地域と行政が一体となって応援する気運と支援体制をつくる。

2 地域の持続的発展のための基本目標

本計画における地域の持続的発展のための基本目標は、令和3年3月に策定された「南相木村第6次総合計画」の重点施策（南相木村総合戦略を重点施策として位置づけ）と整合を図るものとし、地域や各種団体、専門家及び庁内の各部門の垣根を越え、村の総力をあげて取り組みます。

また、本計画の令和7年度、令和8年度の目標数値は、次期総合戦略における当該年度の目標値を採用するものとします。

基本目標1. 村の資源を活かしいきいきと働ける雇用の場をつくる

基本目標1の数値目標	単位	当初値 (2018年)	目標値 (2024年)
村内の新規雇用者及び起業者（5年間の累計）※	人	27※	40

※新規就農者、林業新規就業者、公社事業部門等での新規雇用者、企業・起業家の誘致による雇用人数（村内での起業含む）

※現状値は平成27（2015）年～平成30（2018）年の累計

◎施策1. 村の産業を担う農業の確立

主な事業展開	担当課		
①就農支援の強化	振興課、移住定住推進室、公社		
②農作物の高付加価値化	振興課、公社		
③農産物を活かした加工品の開発・販売	振興課、公社		
K P I	単位	当初値 (2018年)	目標値 (2024年)
新規就農者数（5年間の累計）	人	7※	10
農産物特産品の開発（5年間の累計）	件	5※	5

※印の現状値は平成27（2015）年～令和元（2019）年11月現在の累計

◎施策2. 豊かな森林を活かした林業の再生

主な事業展開	担当課		
①森林資源の持続的な活用	振興課		
②木材の有効活用	振興課、公社		
③新規林業就業者支援	振興課、移住定住推進室、公社		
④木材を活用したエネルギーの利用	総務課、振興課		
⑤森林資源の多面的な活用	振興課、総務課、移住定住推進室		
K P I	単位	当初値 (2018年)	目標値 (2024年)
森林関係新規就業者数（5年間の累計）	人	0※	2
森林資源を活用した特産品開発数（5年間の累計）	件	1※	5

※印の現状値は平成27（2015）年～平成30（2018）年の累計

◎施策 3. 自然と人でもてなす体験・交流の開発

主な事業展開	担当課		
①地域資源の磨き上げと相互連携	総務課、振興課、公社		
②情報発信体制の整備	総務課、移住定住推進室		
③未来技術に対応した体制整備	総務課		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
Facebook「いいね」数（5年間の累計）	件	2,328※	4,000
村HPへのアクセス数（1日平均）	件	440	500
交流体験サービスの参加者数（年間延べ）	人日	195	500

※印の現状値は平成 27（2015）年～平成 30（2018）年の累計

◎施策 4. 地域特性を活かした多様な働き方の創出

主な事業展開	担当課		
①地域商社機能の拡充	総務課、振興課、移住定住推進室		
②新しい働き方の基盤整備	総務課、振興課、移住定住推進室		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
公社事業部門での新規正規雇用者数（5年間の累計）	人	0※	2
企業・起業家の誘致（累計）※村在住者の起業含む	件	0※	2

※印の現状値は平成 27（2015）年～平成 30（2018）年の累計

基本目標 2. 村内外の人をひきつけ定住・移住・交流を促進する

基本目標 2 の数値目標	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
移住者数（5年間の累計）	人	76※	100

※現状値は平成 27（2015）年～平成 30（2018）年の累計

◎施策 1. 定住・移住の促進

主な事業展開	担当課
①暮らしの魅力発信	移住定住推進室、総務課、振興課
②移住情報と移住窓口の充実	移住定住推進室、総務課、振興課
③住宅・宅地の整備	移住定住推進室、総務課、振興課
④別荘活用促進事業	移住定住推進室、総務課
⑤地域おこし協力隊の活用	移住定住推進室、総務課、振興課

K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
空き家活用数（5年間の累計）	戸	8※	10
空き別荘活用数（5年間の累計）	戸	—※	10
宅地の確保（5年間の累計）	戸	4※	5
地域おこし協力隊数（5年間の累計）	件	8※	10

※印の現状値は平成 27（2015）年～平成 30（2018）年の累計

◎施策２．転出抑制とＵターンの促進

主な事業展開	担当課		
①村外進学者へのＵターン促進	移住定住推進室、教育委員会、総務課		
②小さな村ならではの特色ある教育事業の推進	教育委員会		
③転出を抑制するための雇用の場の充実	総務課、振興課、移住定住推進室、公社		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
転出者の抑制※（５年間の累計）	人	96※	160

※転出者数には短期労働者は含まない

※現状値は平成 28（2016）年～平成 30（2018）年の累計

◎施策３．関係人口の拡充

主な事業展開	担当課		
①地域特性を活かした関係人口の拡充	移住定住推進室、総務課、振興課、公社		
②ふるさと納税の効果的な活用	総務課、移住定住推進室、振興課、公社		
③馬越トンネル（仮称）の開設	振興課、総務課		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
南相木応援団の数（累計）	人	10	30
ふるさと納税の件数（５年間の累計）	件	33※	60

※印の現状値は平成 27（2015）年～平成 30（2018）年の累計

基本目標３．のびのびと子どもを産み育てられる環境を整える

基本目標３の数値目標	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
子どもの数（各年）※	人	126	130

※子どもの数は０歳～16歳を対象とする

◎施策１．安心して子育てできる環境の整備

主な事業展開	担当課		
①経済的支援の実施	住民課、保育所		
②総合的な子育て支援機能の充実	住民課、保育所		
③保育所・小学校の魅力化	住民課、保育所、教育委員会		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
保育所園児、小学生児童の合計人数（各年）	人	57	70

◎施策２．女性や高齢者の活躍支援

主な事業展開	担当課		
①女性と高齢者の就業・就農支援	全課		
②女性と高齢者の活躍支援	住民課、保育所		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
村内企業等における女性・高齢者の新規就労者数（５年間の累計）	人/年	4※	25

※現状値は令和元（2019）年の役場、社会福祉協議会、公社の数値

◎施策 3. 結婚から出産・子育ての一体的な支援の実施

主な事業展開	担当課		
①結婚、出産に対する支援の促進	移住定住推進室、住民課		
②「子どもをのびのび育てられる村」の情報発信	住民課、教育委員会、保育所		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
0 歳から 5 歳の子どもの数（各年）	人	37	40

基本目標 4. いつまでも安心・元気に暮らせる笑顔つながる村をつくる

基本目標 4 の数値目標	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
拠点利用者数（各年）※	人	3,545	4,000

※多機能多世代交流センター、村公民館の利用者数

◎施策 1. 地域の交流促進

主な事業展開	担当課		
①村民の交流拠点の活性化	住民課		
②村民の移動や買い物等の支援	住民課		
③圏域全体の生活関連機能のサービスの向上	全課		
④馬越トンネル（仮称）の開設（再掲）	振興課、総務課		
⑤未来技術の導入による暮らしの質の向上	総務課、住民課、教育委員会、 移住定住推進室		
⑥国土強靱化の推進	総務課を担当課として全課		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
交流拠点の住民活動回数（各年延べ）	件	360	400

◎施策 2. 健康づくりの推進

主な事業展開	担当課		
①老若男女の健康づくり事業	住民課、教育委員会		
②民間企業・団体等と連携した健康づくりの機会創出	住民課、教育委員会		
K P I	単位	当初値 (2018 年)	目標値 (2024 年)
健康関連事業参加者数（各年）	人	1,472	1,500

3 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、外部有識者、南相木村議会、南相木村教育委員会、南相木村農業委員会、南相木村商工会、区長会、南相木村消防団、南相木村保育所保護者会、南相木小学校PTA、小海中学校PTA、公募住民等において構成される南相木村計画審議会において、毎年効果の検証を行う。

4 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、変化の激しい社会情勢に対応し、見直しの必要性が生じた際には、南相木村計画審議会での審議を経て随時計画の改定を行うものとする。

5 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「南相木村公共施設等総合管理計画」における「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、本計画との整合性を図りながら計画を推進する。

■南相木村公共施設等総合管理計画における「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」 (南相木村公共施設等総合管理計画より抜粋)

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービス

を提供できる事業について、P P P / P F I などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

（３）安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用・効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用・効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

（４）耐震化の実施方針

耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用・効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

（５）長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に実施し、公共施設等を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「南相木村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

第3 実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①子育て世代の定住人口増加対策

本村の年少人口は平成27年度で112人、全人口の11.1%と非常に低い状況である。子育て世代の人口流出の抑制や移住促進に取り組む必要がある。こうした中、平成31年4月に移住定住推進室を新設し対策に取り組んでいる。また、平成28年度にはサテライトオフィスとしてタイニーハウスを2棟開設、平成28年度には村内の古民家を改修した移住定住促進施設「たまる家」を、令和元年度には冬期でも利用可能な移住定住促進施設「やばな家」を開設した。こうした関連施設を効果的に活用し、移住定住の一層の促進に取り組む必要がある。

②移住者の住まいの確保

移住者の住まいの確保が難しくなっているため、空家の利活用や村営住宅の整備、宅地の確保等が必要となっている。村営住宅は、昭和55年度から令和2年度にかけて17団地87棟を建設してきたが老朽化が進んでおり、計画的な改修・建て替えが必要になっている。

③転出者（進学者）のUターン対策

本村には教育機関や雇用環境が少なく、進学や就職による若者の転出が多くなっている。このため、村民の郷土愛を育む活動を行うとともに、進学のために村から転出した若者が、就職時に村に戻れる取り組みが必要である。

④結婚対策

人口が少なく交流機会が乏しいことから、本村には多くの未婚の男女がおり、若者定住や少子化対策の重点的な取り組みとして結婚への支援を図ることが求められる。

⑤地域間交流

昭和30年代後半から、学生の夏休み中のクラブ活動等の合宿で、毎年多くの若者が本村を訪れてきた。昭和60年代からは別荘開発が行われ、三川、立原、そうり地区を中心に建設が進んできた。また、近年では、公共温泉施設「滝見の湯」の建設、東京電力(株)による南相木ダムの建設により県内外から多くの観光客が訪れている。また、南相木小学校とオーストラリア国アデレード市近郊のサンディークリーク小学校との友好提携による国際交流事業の実施、(株)セガとの森林の里親協定の締結による都市との交流事業などを実施している。

これまで築き上げてきた人と人とのつながりを大切に、活かしながら、独身者の

結婚対策も含めた交流事業をさらに進めていく必要がある。農業や森林資源等を総合的に活用した体験観光など、村民と来村者が交流する機会をつくり出していく必要がある。

(2) その対策

①若年層の定住人口増加対策

- ・生活に係る経済的負担の軽減から若年層の定住人口の増加を図るため、定住促進給付金事業を実施する。
- ・地域おこし協力隊制度等を活用し、多様な視点から移住者の確保策を実施する。
- ・移住定住促進施設の効果的な活用や維持・改修等により、対策を促進する。

②移住者の住まいの確保

- ・空家の活用や村営住宅の整備・改修、宅地の確保等により、移住者の住まいを確保する。

③転出者（進学者）のUターン対策

- ・村外への転出者（進学者）のUターン促進と、若者の移住・定住を図るため、奨学金返済支援補助金事業を実施する。

④結婚対策

- ・広域的に連携を図りながら、若者同士が様々な活動を通して交流機会を自然と増やせるよう支援を行う。

⑤地域間交流

- ・U・I・Jターン者、別荘利用や村外者による住民と他地域住民との交流を深めるとともに、その知識や経験の活用により、新たな視点からの村の活性化をめざす。
- ・農業や森林資源等を活かした体験交流のサービスを創出するとともに、交流の拡大を通して結婚対策や若者の定住につなげる。
- ・観光資源の見直し・有効活用を促進し、広域市町村と連携し誘客を図る。
- ・オーストラリア研修を活かした交流活動を推進する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	若年層の定住人口 増加対策	移住定住促進施設の効果的な 活用や維持・改修を行う。	南相木村	

1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成		移住セミナーや移住相談、移住 体験等により、移住者の増加を 図る。	南相木村
	移住者の住まいの確 保	空家の活用や村営住宅の整備・ 改修、宅地を確保する。	南相木村
	奨学金返済支援補 助金事業	村外への転出者(進学者)のUタ ーン促進と、若者の移住・定住を 図るため、奨学金返済支援補助 金事業を実施する。	南相木村
	定住促進給付金事 業	生活に係る経済的負担の軽減 から若年層の定住人口増加を図 るため、定住促進給付金事業を 実施する。	南相木村
	結婚対策(出会いイ ベント等の実施)	近隣市町村と連携し、結婚イベ ント等の開催を行い、県内外の 地域の未婚者との交流を促進 し、地域の振興を図る。	南相木村
	過疎地域持続的発 展特別事業	近隣市町村との連携・交流の促 進 近隣市町村と連携や交流を促進 し、広域的に一体となって観光 客の誘客を図る。	南相木村
	豪州小学校との姉妹 校提携による交流促 進	姉妹校提携を締結した豪州南オ ーストラリア州バロッサバレー自 治区サンディークリーク小学校と の交流を促進し、相互訪問によ るホームステイの実施等により国 際理解・国際感覚を養い、将来 の村を担う人材育成を図る。	南相木村

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

2 産業の振興と観光の開発

(1) 現況と問題点

①農業

本村の農業では、夏季冷涼な気候を利用した高原野菜と花卉などが生産されており、近年では、村内各地区の畑かん整備や水路の改修が進み、生産基盤の安定が図られている。また、農業アルバイト宿舎を建設し、季節雇用者を受け入れることにより、農業労働力の確保に努めてきた。

しかし、農業就業者の高齢化と後継者不足及びそれに伴う遊休農地の増加など、農業を取り巻く課題は増大している。また、シカなどの有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、防護柵の設置等を進めてきたが、今後も継続した対策が必要である。

一方、本村へ移住して就農する人の増加や都市部の若年層のふるさと回帰志向など、就農者を増加させる好機が訪れている。

今後は、農協などの関係機関や他市町村と連携し、後継者の育成、新規就農者支援、高齢化に対応した作物の導入、女性の就農支援、農用地の利用集積などの農業構造の改善、農業体験による都市交流、特産品の開発、施設の老朽化への対応などを推進し、本村の基幹産業である農業の振興を図る必要がある。

②林業

山林原野が面積の約9割を占める本村では、森林の持続的な保全と整備が必要となっている。本村の人工林は約7割が40年生以上という偏った齢級構成で成熟期を迎えており、カラマツの木材利用と今後の計画的な更新が必要である。平成29年度には全森林所有者への意識調査を実施、また、平成30年度にはGISによる森林プランニングシステムを構築しており、今後の効果的な活用が必要となっている。

担い手の面では、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化に伴う林業従事担者の不足や伐採技術等の継承が課題となっている。

松茸の生産量は、赤松林の老齢化や気象の影響から年々減少傾向にあり、松茸の発生しやすい環境や発生条件の把握、効果的な販売方法の検討等が必要となっている。

森林が有している水源かん養、自然環境保全及び森林レクリエーション、教育・文化などの多様な機能が見直されており、森林資源の利活用及びその保全・整備が求められている。

③工業

村内には働く場となる企業が少ないため、小海町、佐久市など村外への通勤者が多い。起業の支援体制を整備し、若者や女性、退職者、U・I・Jターン者の起業や、村内企業の新規事業の開拓など、新地域産業の育成を図るとともに、生産から加工、販売、消費という循環した仕組みづくりを行う必要がある。

④商業

村内には小規模小売店はあるが、収益が期待できない状況にあり、後継者の維持が難しい状況となっている。商店は村民の暮らしに重要な役割を果たすものであるため、村民生活と密着した村内の商業機能の維持と、村民による村内商業の積極的な利用の喚起が必要である。

村外の大型ショッピングセンター等との差別化を図り、他産業との連携などによる持続可能な新たな商業の在り方について検証し、実践する必要がある。

⑤観光及びレクリエーション

本村は、四季を通して美しい豊かな自然に恵まれている。四方には登山愛好家や地元の人々に愛された個性豊かな山々が連なり、四季折々の素晴らしい景観が存在する。レンゲツツジが群生する立原高原にはオートキャンプ場やログハウスが整備され、毎年6月には立原高原つつじ祭りが開催され、多くの人々が訪れる。立岩湖では冬場の氷結時も含め、年間を通して釣りが楽しめ、南相木川は川魚の宝庫で、溪流釣りに訪れる釣り客も多い。

平成13年度には公共温泉施設「滝見の湯」が完成し、平成15年前後には年間10万人を超える利用者があったが、近年は減少傾向となっている。また、平成16年には大規模ダムとしては日本一標高が高い南相木ダムが完成し、平成17年12月から運転を開始した。これらの観光資源を利用し誘客に努めてきたが、近年は減少傾向にある。

今後は、農業や商工業等と連携し、多様な地域資源をつなげた体験・交流型で滞在時間が長く、飲食を伴うメニュー等を開発し、収益性の高い仕組みをつくるとともに、老朽化する観光施設の定期的かつ効果的な整備及び観光資源の連携の必要がある。

また、現在の村の特産品は農産物等の一次製品が多く、加工品が少ない状況であるため、訪問客の土産品やふるさと納税の返礼品等にも活用できる良質な特産品等の開発が必要となっている。

(2) その対策

①農業

- ・農業の担い手の育成、高齢者・女性の積極的就農、U・I・Jターン者の新規就農を促進する。
- ・そばの生産を奨励し、玄そばの付加価値を高め、有限会社南相木村故郷ふれあい公社と連携し、遊休農地の解消と、そば栽培等への支援や労働者の雇用促進を図る。
- ・農業体験イベントの開発と普及を図る。
- ・消費者ニーズに対応できるよう、農薬の使用を削減した野菜の栽培や花卉の新品種の導入を図る。
- ・連作障害防止のため、輪作体系の導入を促進する。
- ・高齢者や女性など今後の活躍が期待される層に対応し、軽量野菜などの栽培を促進する。
- ・野菜のブランド化、特産加工品の開発及び販売促進、名物料理の開発、直売施設の整備、農家民宿・体験農業・観光農園の検討・実施など、体験交流型農業の振興を図る。

- ・農産物加工施設を活用した特産品の開発など、農業の6次産業化を進める。
- ・経営の効率化と生産意欲向上のため、圃場整備や農道・かんがい排水施設等の整備を行い、施設の充実を図る。
- ・野菜予冷施設の老朽化に対応して、施設の更新を図る。
- ・鳥獣害対策では、駆除した鳥獣を食材として都市部のレストランに提供するなど有効な活用方法を検討する。

②林業

- ・カラマツ林の保育間伐を計画的に進める。
- ・公共施設の木質化の推進やカラマツを活かした商品開発、木材を活用したエネルギーの利用など、カラマツ材の利用を促進する。
- ・効率的な施業体系を確立するため、林道・作業道の整備、機械化の推進を図る。
- ・林業従事者の労働条件の改善などにより、労働力の確保・育成や新規林業就業者への支援を図る。
- ・森林組合の事業量確保と資本整備の充実などにより、組織の強化を図る。
- ・木や森林を知り、ふれあうことができるよう、森林・林業体験の機会と場を創出するとともに、森林レクリエーション施設の整備を行う。
- ・水源かん養、国土保全などのため、森林の保全・整備を図る。
- ・森林の里親制度の活用、森林づくりサポーターとの協力、近隣町村及び他産業との連携を図り、森林の活用を推進する。
- ・村独自の林業サイクルを構築し、雇用の創出を図る。
- ・南相木村種苗の確保（接種、育苗）を図る。
- ・令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進する。
- ・既存制度では整備できず今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図る。

③工業

- ・近隣町村や村内企業と連携し、木工芸やカラマツ材を活用した商品開発、エネルギー利用などの展開を図る。
- ・豆腐（付加価値の高い黒豆味噌など）やそばなどの加工食品、淡水魚などを活かした名物料理、郷土食の商品化、松茸を活かした特産品など、6次産業の振興を図る。
- ・起業家への支援体制を整備し、若者や女性、退職者、U・I・Jターン者の起業や、村内企業の新規事業への参入など、新地域産業の育成を図り、経済的な自立の促進を図る。

④商業

- ・住民生活に密着し、地域に根づいた小売業の維持・確保を図る。特に、令和3年度に村内で最も大きな小売店の撤退を受けて、（有）故郷ふれあい公社が新たに運営を開

始した「Mショップ」について、運営支援を図る。

- ・特産品の開発や近隣町村や観光と連携し、商業の振興を図る。
- ・商工会と連携し、商店等で共通して使用できるプレミアム付商品券を発行することにより、地元消費の拡大、地域経済の活性化を図る。

⑤観光

- ・近隣町村との広域的な連携を含め、観光を総合的に推進する組織体制を整備し、総合的な管理運営を行うとともに、釣り、農作業、森林体験などの体験活動と、温泉施設や宿泊施設の利用をあわせた事業の実施及び特産品や観光グッズの開発を行い、効果的な観光振興を図る。
- ・ダム観光と併せ、森林浴や森林の中で多様な体験や遊びができるように、遊歩道、公衆トイレ、溪流釣り場の整備など、総合的な森林観光をつくりだす。
- ・公共温泉施設「滝見の湯」の改修及び施設周辺の自然環境の整備を行い、集客の増大を図る。
- ・立岩湖から温泉施設「滝見の湯」までの区域を観光・レクリエーションゾーンとして有効的な活用を図る。
- ・村内外の専門家の協力も得て、自然遊びや山登り、アウトドア活動、山村生活体験などのインストラクターの育成と組織化（体験インストラクター協会等）、体験メニューの整備などを図り、個人や団体客の受け入れを図る。
- ・南相木ダム周辺の美しい景観や星空の観賞など、村の特性を活かしながら観光振興のための整備を図る。
- ・「立原高原つつじ祭」、「ふるさと夏祭り」、「ダムtoダム」の充実を図るとともに、新たなイベントの開発を行い、村民の楽しみを増やすとともに、観光に活用する。
- ・新鮮な野菜や松茸、淡水魚などの生産・直売体制を充実させるとともに、それらを使った名物料理づくりや土産品となる特産品の開発を促進し、6次産業化を図る。
- ・信州を代表する美しいむらづくりを目指し、景観計画の策定、景観条例の制定、在来工法住宅の維持と建設の促進、花いっぱい運動などの支援や看板などのデザインの統一、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止などの取り組みを進める。
- ・無料公衆無線LANなどのIT環境整備による観光振興を進める。
- ・村民による主体的な観光振興活動への支援を行い、観光の振興とともに雇用の確保や村への愛着の喚起を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	知場産業の振興 流通販売施設 観光振興	野菜予冷施設改修等 体験交流メニュー開発 立原高原観光施設整備 立岩湖交流センター改修・整備	JA 南相木村 南相木村 南相木村	

	農業機械 林業機械等 過疎地域持続的発展特別事業	立岩湖観光施設整備	南相木村
		南相木ダム周辺整備	南相木村
		体験型観光農園整備	南相木村
		公共温泉施設改修・周辺整備	南相木村
		IT 環境整備	南相木村
		農業用トラクターの更新	南相木村
		そば栽培用機材更新	南相木村
		林業機械等購入	森林組合
		育苗施設設備	南相木村
		遊休農地の解消	南相木村
		遊休農地を解消し、農地の保全と山村環境の再生を図る。	
		立原高原つつじ祭の開催	南相木村
		立原高原つつじ祭を開催し、村内外からの誘客を促進し観光の振興を図る。	
		ふるさと夏祭の開催	南相木村
		お盆期間中にふるさと夏祭を開催し、村民と帰省客との交流を促進し観光の振興を図る。	
		南相木ダムイベントの開催	南相木村
		南相木ダムを活用したイベントを開催し、村内外からの誘客を促進し観光の振興を図る。	
		Mショップの建設・運営	南相木村
		農産物の6次産業化	南相木村
		南相木村の特産品を開発し販売促進を図る。	
		プレミアム付商品券発行	南相木村

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

（４）産業振興促進事項

産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
南相木村全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和９年３月３１日	

当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）計画のとおり

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①電気通信施設等

本村では、平成19年度に村内全域に光ファイバーケーブルが布設されている。情報通信網（光ケーブル）の維持管理、更新には多額の費用が必要となるため、基金を適正に管理し、計画的な維持管理を行うとともに、運営経費の削減や安定したテレビ放送の供給のため、川上村、南牧村、北相木村と送出機器（ヘッドエンド設備）や受信点を共有化することについて引続き検討する必要がある。

安定した地上デジタル放送及びBSデジタル放送の再送信を図るため、受信点や光ファイバーケーブル等の適正な維持管理が必要となっている。

ケーブルテレビのデジタル化の進展に伴い、テレビ放送の高品質化（スーパーハイビジョン伝送4K8K等）への対応について検討が必要となっている。

IP告知端末を活用した告知放送で、行政情報等の広報を行っており、同設備により地区の行事等の伝達手段としてページング放送、域内（村内）電話のサービスを行っているが、機器メーカーのサービス終了に伴い今後の情報サービスの展開について検討する必要がある。また、情報の複雑化、多様化に対応したケーブルテレビにおける適切な情報提供と、魅力ある自主放送番組の制作及び放送が求められている。

(2) その対策

①電気通信施設等

- ・域内（村内）電話サービスの供給継続を含め、告知端末機サービス終了後の新しい情報供給手段について検討、実施する。
- ・近隣町村と連携し、送出機器や受信点の共有化や送出機器等の予備機器の共有を計画的に進める。
- ・携帯電話の通話エリアを拡大するため、関係機関と調整し施設の整備及び活用を行う。
- ・デジタルインフラの整備やICTの利活用による地域の活性化を図るため、情報通信設備、地域公共ネットワーク設備及びCATV設備の整備・更新を行う。
- ・ホームページをより充実させ、村の情報提供の拡充及び村の魅力の発信を積極的に行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 電気通信施設等 情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	移動通信用施設の整備及び活用	南相木村	
	有線テレビジョン 放送施設	CATV設備の整備・更新	南相木村	
	携帯電話不通話 区域の解消事業	村道小沢線における携帯電話 不通話区域の解消	南相木村	

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①県道

村の幹線道路は、主要地方道川上佐久線と県道栗尾見上線の2路線である。主要地方道川上佐久線13,340mのうち幅員5.5m以上の改良済は10,167mで76.2%、栗尾見上線は4,478.8mのうち幅員5.5m以上の改良済は3,150.6mで70.3%となっており、今後は未整備箇所の改良を重点的に促進する。また、馬越峠のトンネル化による冬期間通行止箇所の解消が望まれている。

②村道

生活道路としての村道は30路線あり、平成12年には南牧村に抜ける小沢志なの入トンネル、平成13年には北相木村に抜ける大鱈トンネルが開通した。村道は総延長の53.1%が舗装されており、内訳は5.5m以上改良済7.5%（16.9km）、2.5m以上5.5m未満63.3%（142.0km）、2.5m未満29.0%（65.2km）となっている。

交通量の増加や車両の大型化に対応するためには全体的な幅員の拡幅が必要であるが、集落内の村道では幅員の拡幅は難しく、当面は定期的な維持管理が求められる。また、災害時への対応として、主要地方道川上佐久線と県道栗尾見上線の迂回路としての村道の整備が求められる。

③農道

これまでの農道整備により、農産物を圃場から集荷施設まで積み替えなしで搬出できるようになり、農業生産活動の効率性が大幅に向上した。

今後も効率的に農業生産活動が行えるよう、農道の拡幅と未整備箇所の改良を行う必要がある。

④林道

これまでの林道整備により、間伐等の森林整備の作業効率は向上している。また林道は地域住民の生活道路としても活用されている。今後も継続的な整備、維持（草刈等）、補修を進め、森林の保育、間伐等の森林施業の効率を高める必要がある。

⑤自動車等

鉄道のない本村では、路線バスが地域住民及び訪問客にとって重要な交通手段となっている。現在、村とJR小海駅を結ぶ路線を含め、3路線の運行が行われている。しかし、利用者は減少傾向にあり、バス車両の維持に係る経費、人件費の削減のため、近隣町村との共同営業等の協力体制構築について検討を続けるとともに、今後の財源や財政運営を鑑み、デマンド方式等適切な公共交通の在り方を検討していく必要がある。

(2) その対策

①県道

- ・本村と川上村を結ぶ馬越峠の冬期間通行止の解消と地域間連絡路としての整備促進を働きかける。
- ・サイン（指示・案内）計画を定め、観光客への情報提供と村のイメージアップ、夜間交通の安全性の確保のため、案内板や街路灯の統一的な整備を図る。

②村道

- ・年次計画に基づき、村道の新設・改良・舗装及び橋梁の改修、トンネルの新設を行う。
- ・橋梁点検及び長寿命化修繕計画更新を行い、計画的な橋梁の改修を行う。
- ・災害時の迂回路として、集落間道路の改良など、村道の整備を進める。
- ・村道栗生坂線、村道立原東線の舗装修繕を進める。

③農道

- ・農業用機械の利便性向上のため、未整備箇所の整備を進める。

④林道

- ・森林施業の効率を高めるため、林道の連絡線形化と作業道の開設により路網の高密度化を図る。
- ・作業効率を高めるため、未整備箇所の整備、改良舗装を行う。

⑤自動車等

- ・経費の節減、財政負担軽減に努めながら、高齢者や高校生など、他に交通手段を持たない村民や、J R利用の訪問客にとって重要なバス路線の運行を図るとともに、デマンド方式や運行体系の見直しを検討する。
- ・路線バスの効率的な運行体制の確保を図る。
- ・老朽化した路線バス車両の更新を行う。
- ・老朽化した停留所の計画的な改修を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	村道			
	道路	村道の新設・改良・舗装 トンネルの新設	南相木村	
	橋りょう	橋梁の改修	南相木村	
	自動車等	路線バス車両更新	南相木村	
	過疎地域持続的発展特別事業	橋梁点検・長寿命化修繕計画更新業務	南相木村	

		デマンドバス導入の検証、実施	南相木村	
--	--	----------------	------	--

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①簡易水道

本村の水道普及率は100%であり、簡易水道のための水源は7箇所（立原、三川、板鳥、栗生、鳥の向、そうり、桐ヶ谷）となっている。今後も、水道施設の維持管理体制の強化、老朽施設の改修、新設が必要となっている。

また、渇水時等の緊急時に備えるためにも、新たな水源の確保も課題となっている。

②下水処理施設

生活排水による河川の水質汚濁を防止し、また、快適な生活環境を実現するために、住宅への合併処理浄化槽設置に対する助成措置を実施している。今後も積極的に合併処理浄化槽の普及促進を進めていく。また、生活排水による水質汚濁が問題となっているため、その対策の必要性和緊急性が深く認識されるよう周知、啓発に取り組む。

③ごみ処理施設

本村では平成12年度から順次、缶類・瓶類・紙類・プラスチック類の分別収集を開始しており、生ごみ自家処理機器の購入費への補助についても実施している。

今後も、循環型の社会を形成していくために、ごみ処理に対する村民意識の醸成を図る必要がある。また、経費や安全性等の観点から、広域によるごみ処理施設の整備が求められている。

④消防防災施設

若年層の人口減少に伴い消防団員数の減少が続いているため、様々な工夫を凝らして消防機能を維持する必要がある。常備消防については、佐久広域消防による救急・救助体制が整備されており、施設の老朽化による改修が適宜実施されている。

平成22（2010）年度に地域防災計画・防災ハザードマップが作成された。地形的な特徴から災害危険箇所が多い本村では、防災計画に基づいた災害等への対応と地域住民への注意喚起が必要である。令和元（2019）年に発生した東日本台風（台風第19号）による甚大な被害が生じており、現在も各所で復旧工事が進められている。

一人暮らしの高齢者等、災害時に要支援者となる人が増加傾向にあるため、身近な地域における協力体制が必要不可欠となっている。

災害など緊急事態発生時の対応に備え、村内における携帯電話不通エリアの解消へ向けたサービスエリアの拡大が必要となっている。

消防力の向上のため、ハード面では消防無線の整備、消防ポンプ自動車の更新など計画的な整備を行ってきた。今後もハード、ソフト両面の一層の充実を図るとともに、自主防災組織との連携や広域的な応援体制の整備が求められる。

⑤住環境

本村では、昭和55（1980）年度から令和2（2020）年度にかけて17団地87棟の村営住宅を建設してきた。村営住宅の整備は、U J I ターン者の受け入れや子どもの確保に大きな効果をもたらしており、今後も村営住宅等の住環境整備と相談支援等の受け入れ態勢の拡充により、子育て世帯を中心とした定住、移住を促進する必要がある。一方で、村営住宅の老朽化が進んでおり、計画的な改修、建て替えが必要になっている。

また、適当な持ち家の建設地が不足していることから、村営住宅を退去し、村外に住宅を建設する世帯が多く、早期の対策が必要となっている。

（２）その対策

①簡易水道

- ・水道水の安定的な供給のため、配水管・送水管・敷地内配管の漏水の修繕と維持管理体制の強化とともに、老朽施設の改良、施設の新設を行う。
- ・新たな水源の確保を図る。
- ・供給エリアの拡大を計画的に進めるとともに、状況に応じて給水エリアのダウンサイジングについても検討する。

②下水処理施設

- ・河川の水質保全のため、浄化槽設置に対する助成制度の利用を促進するとともに、河川までの放流施設の設置を進め、浄化槽の整備率の向上を図る。
- ・地区の実情に応じ、公営住宅などでは集合処理型の浄化槽の設置を促進する。
- ・生活排水による水質汚濁の対策について、必要性和緊急性が深く認識されるよう周知、啓発に取り組む。

③ごみ処理

- ・ごみ減量化や再資源化について村民への啓発を図り、ごみの分別の徹底を図る。
- ・近隣市町村が連携しごみ処理体制の広域化を推進する。
- ・生ごみ処理については、自家処理機器の利用促進を図る。

④消防防災施設

- ・消防団員の確保に努めるとともに、災害時などに迅速かつ適切に対処するための組織体制の整備を行う。
- ・住民自らが災害から生命や財産を守れるよう、自主防災組織の充実を図る。
- ・初期消火の重要性から防火水槽を増設し、消防水利の一層の充実を図るとともに、消防施設や消防機器の充実と点検、管理の徹底を図る。

⑤住環境

- ・公営住宅及び若者定住促進住宅の建設、建替えを計画的に実施するとともに、家賃補助制度などの充実を図る。
- ・若者の持ち家取得を支援するための助成制度の充実と、宅地造成の実施を図る。
- ・通勤者補助金を交付し、過疎の解消と村の活性化を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	水道施設			
	簡易水道	簡易水道施設の維持・改修	南相木村	
	下水処理施設			
	その他	合併処理浄化槽の普及促進	南相木村	
	消防施設	自動車ポンプの更新	南相木村	
		可搬ポンプの更新	南相木村	
		消防防災施設の建設・改修	南相木村	
	公営住宅	村営住宅建設、建替	南相木村	
		宅地造成	南相木村	
	過疎地域持続的発展特別事業	通勤補助 通勤者補助金を交付する	南相木村	

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉、障がい福祉等

本村では昭和62年に保育所を整備し、3～5歳までの園児の保育を進めてきた。平成12年度からは1、2歳児の保育を、平成15年度からは0歳児の保育も開始した。令和3年の1月時点で保育所園児数24人（年長2人、年中7人、年少10人、未満児5人）0歳～2歳児13人のうち5人が保育所に通園しているが、今後も園児の減少が懸念されている。

共働き世帯が増える中、子どもが安心して過ごせる場所の確保や、子ども達が生きいきと遊び、体験できる遊び場などの確保、高齢者の保育への参加などによる世代間の交流の充実、親の経済的負担の軽減が求められている。

また、本村には、令和2年現在、障がい者手帳保持者は70人おり、高齢化と障がいの重度化が進んでいる。地域の中で尊厳が保たれ、できる限り自立した生活を営んでいけるよう、障害福祉サービスの充実とともに、住宅や公共施設の改修（バリアフリー化）、就労等の社会参加への支援が求められている。また、子どもの頃からの福祉教育等により、障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及を図る必要がある。

②高齢者の保健・福祉

本村の高齢化率は、平成27年には41.5%となり初めて40%を超え、国や県と比較しても非常に高い割合となっている。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯も増加傾向にあり、高齢者の保健福祉は今後ますます重要なものとなる。

高齢者の健康づくりでは、佐久総合病院と健康づくり事業団による健康診査、各地区の公民館・集会所などで行われる健康相談、年1回開催の健康福祉まつりでの健康づくり講座などを行っている。デイサービスセンター「みねお苑」を拠点施設として、デイサービス、ホームヘルプサービスやショートステイなどを行い、平成11年に南牧村に特別養護老人ホームが開所し、平成13年には小海町に佐久総合病院老人保健施設が開設されるなど、広域で入所施設の整備が進められたが、現在の介護施設の老朽化と将来の利用者動向を見据えた施設整備が課題である。また、平成26年には村内に高齢者支援ハウスも開設され令和元年度には4部屋が増築されている。

一方、高齢者のうち約半数が農業などで元気に働いており、マレットゴルフやゲートボール、老人クラブなどで健康増進や生きがいづくりの活動を行っている。

今後も、保健活動をよりきめ細かく行い、介護予防（転倒防止や認知症予防）の取り組みの充実を図るとともに、介護保険制度の円滑な運用が求められる。

また、令和元年度には、老人福祉センターを改築し、新たな住民交流の拠点として「多機能多世代交流センター」が開設となった。今後も積極的に利用者の拡大を図り、多世代の活発な活動や交流を通して、高齢者の保健・福祉の充実につなげていく必要がある。

(2) その対策

①児童福祉、障がい福祉等

- ・共働き世帯が増える中、安心して子どもを預けることができるよう、保育所の老朽化に対応した建て替えや修繕を行い、安全で快適な施設整備を図るとともに、老朽化した備品、映像音響設備、遊具等の更新を進める。
- ・保育士の確保により、3歳未満児の保育の実施、延長保育、休日保育を実施し、若い共働き夫婦や一人親家庭の子育てに係る負担を軽減するなど、定住しやすい環境整備を推進する。
- ・子育て世代の経済的・心理的負担を軽減するため、子育てにかかる費用の一部支援や親子同士の交流の促進等を図る。
- ・子どもが自然にふれ、体験を深めていける機会や遊び場・施設の充実を図る。
- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修への助成、福祉機器の貸出などを行う。
- ・障がいのある人が自立した生活をおくることができるよう、在宅介護サービスや保健サービスの充実、広域での共同作業所の整備など就労の場の確保、スポーツ・旅行の機会づくりなど、関係機関・団体と協力しながら進める。

②高齢者保健・福祉

- ・健康相談や健康教室、介護予防教室、健康まつりなどへの高齢者の参加を促進し、「自らの健康は自らがつくる」意識の醸成を図るとともに、日常的な健康管理による生活習慣病の予防や介護予防の充実を図る。
- ・独り暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増える中、家に閉じこもりがちな生活習慣を解消し、はつらつと外出し生活できるよう、様々な支援を行う。
- ・要介護者を持つ家族の身体的、精神的、また経済的負担の軽減を図り、より安心して介護ができるよう様々な支援を行う。
- ・住宅のバリアフリー化に向けて、住宅改修等の費用を助成する。
- ・住民による安否確認、助け合い活動、交流の場づくりなど、支え合う地域づくりを促進する。
- ・高齢者が自宅や地域で安心して暮らし続けるよう、社会福祉協議会及び関係機関、団体と連携して医療、介護、介護予防、住まい、自立した生活が包括的に確保される地域包括ケアシステムの実現を目指す。
- ・高齢者が在宅で安心して生活ができるよう、配食サービスを実施する。また、高齢者福祉施設の整備・充実を促進する。
- ・新たな住民交流の拠点として開設した多機能多世代交流センターの利用者拡大を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	高齢者福祉施設 多機能多世代交流センターの充 実	多機能多世代交流センターの機能拡充	南相木村	
	その他	宅老所整備 高齢者支援ハウスの維持、改修 佐久広域介護施設整備運営 デイサービスセンター設備維持・改修	南相木村 南相木村 南相木村 南相木村	
	児童福祉施設 保育所	保育所改修、建て替え 保育所設備の更新・遊具の更新	南相木村 南相木村	
	過疎地域持続的 発展特別事業	高齢者等の生きがい活動支援 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になる恐れのある高齢者等を対象に、 デイサービスセンターへの通所により各種サービスを提供することにより、社会的 孤立感の解消、自立生活の助長及び要 介護状態の予防を図る。	南相木村	
		外出支援サービス 村外の医療機関等を受診及び入院する際に、社会的要因により家族等による 送迎及び介助が困難である高齢者等を 対象に、有償による運送を行い、利用者 及び家族の負担の軽減を図る。	南相木村	
		家族介護者教室 介護を必要とする者の家族や希望者を 対象に、在宅での介護に関する知識・技 術の習得を図るための支援を行う。	南相木村	
		生活援助 家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になる恐れのある高齢者等を対象に、 ホームヘルパーの訪問により安否確認 や日常生活の介助を行うことにより、社会的 孤立感の解消、自立生活の助長及び 要介護状態の予防を図る。	南相木村	
		配食サービス 高齢者が在宅で安心して生活できるよう 配食サービスを実施する。	南相木村	
		保育の充実 共働き夫婦の子育てに係る負担を軽減 し、定住を図るため、加配保育士の確保 による3歳未満児の保育の実施、及び保 育時間の延長・休日保育の実施を行う。	南相木村	
		高齢者支援ハウスの運営 村内の高齢者に対し、介護支援機能、居 住機能を提供することにより、高齢者が	南相木村	

		安心して健康で明るい生活を送れるよう 支援し、高齢者の福祉の増進を図る。		
--	--	---	--	--

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

①医療

本村では、南相木村国保直営診療所を第一次医療機関として日常的な健康管理や疾病等の予防、医療の確保を図っている。運営においては、第一次医療機関としての機能の確保に努めるとともに、佐久総合病院との連携による診療体制の充実を図る必要がある。また、村民が安心して相談できる窓口のひとつとして運営を継続していく必要がある。

また、高齢者が多く住む本村においては、地域に身近な医療体制の確保が求められており、医療機器の充実などに努めるとともに、病気やけがに迅速に対応でき、安心して暮らすことができるために医療サービスの充実を図り、村外の佐久総合病院や小海分院などとの連携を強化し、救急医療の拡充に努める必要がある。

(2) その対策

①医療

- ・今後も医療機関と連携し、医師及び看護師の確保に努める。
- ・医師修学資金貸付金事業の導入を検討し、将来における医師の確保に努める
- ・医療機器の更新や導入を進め、安全安心な医療の提供を図る。
- ・佐久総合病院、小海分院などとの連携を強化し、第二次第三次医療機関の機能強化を進め、高度医療の確保を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	診療施設	医療機器整備	南相木村	
	診療所	佐久総合病院施設整備補助	南相木村	
	その他			
	過疎地域持続的発展特別事業			
	診療所	医師・看護師の確保 身近な地域医療を持続充実させるため医師及び看護師の確保に努める。	南相木村	
		診療所公用車の更新	南相木村	
	その他	第二次・第三次医療機関運営 運営費補助	南相木村	

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

本村には小学校が1校あり、中学校は昭和58年度から小海町、北相木村、南相木村の3町村による組合立中学校（小海町）となっている。小学校の児童数は令和2年現在、42人（6年9人、5年7人、4年3人、3年6人、2年3人、1年14人）となっている。児童数減少のため平成20年度からは村費で教員を採用しており、児童数の確保に配慮した施策が重要である。令和元年度からは「1,000分の1留学」として親子留学を実施しており、今後も、小さな村ならではの取り組みとして浸透させていく必要がある。

村独自の教育としては、小学校に外国語講師を招聘し、児童が英語に親しんでいけるよう努めているほか、小学校6年生をオーストラリアへ派遣し、ホームステイなどを通して国際理解教育を行っている。また、稲作体験や学校菜園での野菜栽培なども行っている。

学校施設では、体育館施設の一部改修や更新が求められている。なお、平成21年度に太陽光発電設備を設置し、省エネルギー化と環境教育に取り組んでいる。また、令和2年度には、児童・生徒一人一台タブレット端末を整備しており、今後も必要に応じた設備の更新を行なっていく必要がある。

②社会教育

平成16年4月には、生涯学習の拠点施設として建設を進めてきた公民館と図書館の複合施設が完成し、良好な環境で村民の利用がなされている。

社会教育としては、これまで公民館で文化祭や文化講演会、史跡めぐり、わんぱくクラブなどの事業を行っており、各地区公民館でも活動が行われている。

スポーツでは、総合グラウンド、社会体育館、小学校のグラウンド・体育館・プールなどの他、マレットゴルフ場、屋内ゲートボール場もよく利用されている。今後も継続してスポーツ活動の充実を図り、スポーツを通じたコミュニティづくりや多様な人々の交流の場づくりが課題である。また、社会教育施設の一部改修も必要となっている。

③公共図書館

平成16年6月に開館した「ふれあい図書館」は、開館以来、幼児から高齢者、また村民のみでなく村外、県外から幅広く利用されている。またブックスタート事業、各種イベントの実施、特設展示コーナーの設置など様々な取り組みを行い、より多くの方に親しまれる図書館を目指している。蔵書数も令和2年度に目標4万1,000冊のうち、4万冊となった。今後も利用者ニーズを的確に把握し、幅広い分野にわたる資料を厳選し、充実した資料を確保する必要がある。

(2) その対策

①学校教育

- ・特色と魅力のある教育の実践に併せ、児童のいる世帯が定住できる条件整備や育児支援、親子留学などを通して、児童数の確保を図る。
- ・児童数の減少により単式学級の基準を下回る事態が生じた場合には、村費により教職員を雇用し、単式学級の維持を図る。
- ・情報教育の充実のため、ICT機器の更新を定期的に行い、授業における有効活用や情報編集能力の向上を図るとともに、パソコン使用上の危険性についての研修も行う。
- ・ICT支援員を招聘し、カリキュラムの充実と教職員の負担軽減を図る。
- ・保育所及び小学校での国際化教育の充実を図るために、今後も国際教員の招聘を継続していく。
- ・私学、公教育との連携を図る。
- ・生涯学習の場として、教室、グラウンド、体育館、プールなど、学校施設を積極的に地域に開放する。
- ・中学校については、教育内容の充実と教育施設・設備の拡充を小海町、北相木村とともに進める。
- ・小学校施設の改修、更新を行う。

②社会教育

- ・村民の要望をみながら新たな講座・教室の開設などを行う。
- ・生涯学習の人材バンクを作成し、村民相互の学習機会及び学習環境の充実を図る。
- ・スポーツ合宿などで本村を訪れる人やJ・Iターン者などと住民との交流を図る。
- ・社会教育施設（村公民館）の改修を行う。
- ・社会体育館施設の改修を行う。

③公共図書館

- ・図書館システム機器の更新を行う。
- ・図書館施設の更新を行う。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	学校教育関連施設 小学校 中学校	小学校校舎・体育館の改修 ICT 機器更新 小学校プール濾過設備更新 小学校空調設備更新 中学校校舎・体育館の改修 中学校空調設備更新	南相木村 南相木村 南相木村 南相木村 小海中学校組合	

	集会施設、体育施設、図書館等 過疎地域持続的発展特別事業	中学校プール設備等更新	小海中学校組合
		地区公民館改修	南相木村
		ゲートボール場改修	南相木村
		図書館システム機器更新	南相木村
		社会教育施設の改修	南相木村
		国際交流員招聘 保育所及び小学校での 国際化教育の充実を図 るため国際交流員の招 聘を行う。	南相木村
		ICT 支援員の招聘 ICT[支援員の招聘によ りカリキュラムの充実と教 職員負担の軽減を図 る。	南相木村
		学校教育充実事業 児童数の減少により単 式学級の基準を下回る 事態が生じた場合に、 村費により教職員を雇 用し、単式学級の維持 を図る。	南相木村
		私学、公教育実践事業 特色と魅力のある教育 の実践を図る。	南相木村

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

①集落

本村には10の集落がある。集落としての基礎的条件は保たれているものの、それぞれの集落の人口は約20～200人と異なっており、人口の少ない地区では集落機能の低下が懸念されている。上地区の人口減少傾向が続いており、三川、立原、栗生の人口は、令和2年現在、それぞれ40人、18人、25人となっている。また、各集落ともに高齢化率が高くなっており、特に栗生区では64.0%、三川区では52.5%、立原区では44.4%となっている。子どもの少ない集落では、若年層が他地区へ流出するなど、悪循環も起きている。

空家も点在するようになっており、各集落を存続させるためにも、空家の有効活用や新たな定住者の確保が課題となるとともに、集落間の交流や連携も求められる。

(2) その対策

①集落

- ・道路、簡易水道、浄化槽など生活環境の基盤整備を一層進めるとともに、住民相互の扶助機能の維持を図る。
- ・消防、防災、防犯、除雪、公民館活動など集落間の協力が必要な場合は、相互の連携を深めながら取り組む。
- ・空家の情報を収集し紹介する体制を整備するとともに、空家の改修、村営住宅の建設・建て替えや宅地の整備を計画的に進め、定住促進を図る。
- ・U・I・Jターン者の受け入れ体制の整備や、受け入れることにより形成される新たな形の地域コミュニティのあり方、及び高齢化が著しく進行し自治の維持が困難となることが想定される地域のあり方等を検討し、地域おこし協力隊などの活用も行いながら、集落の維持・活性化の支援を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	若者定住促進住宅 過疎地域持続的 発展特別事業	若者定住促進住宅建設 集落維持活性化対策	南相木村 南相木村	

		過疎化の進行を抑制し、集落の維持を図るため、除雪等の地区活動に係る経費を助成する。 空家活用対策 村内に点在する空家の活用を促し、定住促進や集落の維持活性化を図る。	南相木村	
		地域おこし協力隊・集落支援員の活用 地域おこし協力隊・集落支援員制度の活用により、過疎化の進行抑制や地域の活性化を図る	南相木村	

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①地域文化

本村には、天保3年に芝居小屋として建てられ、平成5年まで全国で唯一のかやぶき屋根の役場庁舎として親しまれた旧役場庁舎がある。現在は民俗資料館として整備され、村内から収集した貴重な民俗資料を保存・展示しているが、これらの史料を文化財として後世に継承するため、民俗資料館の有効活用が求められている。

また、各地区の獅子舞などの歴史を語る有形・無形文化財が多数あり、盆流しの復活、わら細工等の講習会など、伝統文化の継承に努めている。さらに、公民館において文化祭の開催、音楽コンサートの開催など、様々な文化活動が実施されている。

村誌「南相木の民俗習俗」「南相木の自然」が平成18年までに発刊され、平成20年からの編纂作業により歴史編四部作「原始・古代・中世」「近世」「近現代」「古文書目録」が発刊された。今後は村誌編纂事業による成果品（復元土器や遺物）などを適切に保管・公開していくための施設の確保が必要となっている。

今後も、子どもから高齢者まですべての村民が、これまでの歴史の中で培われてきた歴史と日本の伝統文化に触れる機会の充実を図り、民度の更なる向上を目指す。また、新たな文化を創造し、楽しむことにより、村に誇りと愛着をもつ、潤いと個性あるむらづくりが求められている。

(2) その対策

①地域文化

- ・発掘により収集された出土品等を保存・展示するための施設整備を検討し、民俗資料館とともに、伝統文化の保存・伝承の場として活用し、次世代に継承していく。
- ・獅子舞、かあがり、盆流しなどの伝統行事の継承を図る。
- ・わら細工、昔遊びなど、昔から伝わる工芸や遊びなどを次世代に伝える。
- ・文化財の調査研究を行い、村の貴重な歴史的遺産の発掘、保存、整備を進める。
- ・民俗資料館の維持・改修を行う。
- ・村民が気軽に芸術文化に触れる機会を創出する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興 等	地域文化振興施設 等 過疎地域持続的発 展特別事業	歴史資料館整備 民俗資料館改修 文化財の調査研究 文化財の調査研究など、歴 史的遺産の発掘、保存、整 備を行い、地域振興に活用 する。	南相木村 南相木村 南相木村	

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

①自然エネルギー（再生可能エネルギー）の利活用

世界規模で問題となっている地球温暖化や脱原子力発電への対応として自然エネルギー（再生可能エネルギー）の利活用が求められている。

本村は豊かな自然環境に恵まれているため、森林資源や水資源などを有効的に活用し、再生可能な自然エネルギーの導入・普及に取り組むことが求められている。

本村では、令和元年度に、カラマツの薪材を活用した薪ストーブを村内の公共施設に設置した。今後も再生可能エネルギー導入の検証を継続し、持続可能な村づくりにつなげていく必要がある。

(2) その対策

①自然エネルギー（再生可能エネルギー）の利活用

- ・豊かな水と落差を活かし、河川や農業用水路での小水力発電の検証を行う。
豊富な森林資源を活かし、木質バイオマスの利用を促進し、薪ストーブなどの設置・普及を図るとともに、木質バイオマスの検証を継続して実施する。
- ・太陽光や太陽熱を有効的に利用し、公共施設等への太陽光発電システムの設置・普及を図る。
- ・その他、豊かな自然環境を活かし、再生可能なエネルギーの導入・普及に努める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利用 の推進	自然エネルギー活用 事業	自然エネルギー(小水力発電・ 木質バイオマス・太陽光発電等) の導入検証と利用促進を図る。	南相木村	

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①人材の育成

本村では、小学生の海外研修、生涯学習講座などを通じて人材育成にかかわる活動が行われている。

今後も、こうした活動を推進しながら、老若男女を問わず人材の育成に力を注ぎ、その能力を活かした村の活性化を進めていく必要がある。

②村づくりの組織づくり

行政主導の取り組みや、各地区の高齢者が中心の組織、村内だけの組織では解決が難しい課題もあるため、既存組織の見直しや若い村民主導の村づくりの体制を整備していく必要がある。

③職員の人材育成

複雑・多様化する行政課題に対応するため、人事管理制度の構築や研修制度の確立、職場環境の整備が求められている。

(2) その対策

①人材の育成

- ・小学生のオーストラリアとの相互ホームステイによる国際交流をさらに充実し、国際感覚の優れた人材の育成を図る。
- ・各種講座や学習会を定期的 to開催し、村民主体のむらづくりの推進を図る。

②むらづくりの組織づくり

- ・村民による主体的な活動を活性化するために、既存組織の見直しや若者中心の組織活動の立ち上げへの支援等を図る。

③職員の人材育成

- ・定期的な職員研修、能力開発に対する支援を行い、職員一人ひとりの意欲とスキルアップを図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	豪州小学校との姉妹校提携による交流促進(再掲) 組織活動支援 職員の人材育成	姉妹校提携を締結した豪州南オーストラリア州バロッサバレー自治区サンディークリーク小学校との交流を促進し、相互訪問によるホームステイの実施等により国際理解・国際感覚を養い、将来の村を担う人材育成を図る。 地域の主体的な組織活動への支援を行う。 定期的な職員研修等を行い、職員のスキルアップを図る。	南相木村 南相木村 地域組織 南相木村	

※各施策における地域の持続的発展に資する効果は、一過性ではなく将来に及ぶものとする。

事業計画（令和３年度～令和８年度）（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	若年層の定住 人口増加対策	移住定住促進施設の効果的な活用 や維持・改修を行う。	南相木村	
	移住者の住ま いの確保	移住セミナーや移住相談、移住体験 等により、移住者の増加を図る。	南相木村	
	奨学金返済支 援補助金事業	空家の活用や村営住宅の整備・改 修、宅地を確保する。	南相木村	
	定住促進給付 金事業	村外への転出者(進学者)のUターン 促進と、若者の移住・定住を図るた め、奨学金返済支援補助金事業を実 施する。	南相木村	
	結婚対策(出 会イベント等 の実施)	生活に係る経済的負担の軽減から若 年層の定住人口増加を図るため、定 住促進給付金事業を実施する。	南相木村	
	過疎地域持続 的発展特別事 業	近隣市町村と連携し、結婚イベント等 の開催を行い、県内外の地域の未婚 者との交流を促進し、地域の振興を 図る。	南相木村	
	豪州小学校と の姉妹校提携 による交流促進	近隣市町村との連携・交流の促進 近隣市町村と連携や交流を促進し、 広域的に一体となって観光客の誘客 を図る。	南相木村	
2 産業の振興	地場産業の振 興 流通販売施設	姉妹校提携を締結した豪州南オース トラリア州バロッサバレー自治区サン ディークリーク小学校との交流を促進 し、相互訪問によるホームステイの実 施等により国際理解・国際感覚を養 い、将来の村を担う人材育成を図る。	南相木村	
	観光振興	野菜予冷施設改修等	JA	
	農業機械	体験交流メニュー開発	南相木村	
	林業機械等	立原高原観光施設整備	南相木村	
	過疎地域持続 的発展特別事 業	立岩湖交流センター改修・整備	南相木村	
		立岩湖観光施設整備	南相木村	
		南相木ダム周辺整備	南相木村	
		体験型観光農園整備	南相木村	
		公共温泉施設改修・周辺整備	南相木村	
		IT 環境整備	南相木村	
	農業機械	農業用トラクターの更新	南相木村	
	林業機械等	そば栽培用機材更新	南相木村	
	過疎地域持続 的発展特別事 業	林業機械等購入	森林組合	
		育苗施設設備	南相木村	
		遊休農地の解消	南相木村	
		遊休農地を解消し、農地の保全と山 村環境の再生を図る。		
		立原高原つつじ祭の開催	南相木村	

		立原高原つつじ祭を開催し、村内 外からの誘客を促進し観光の振興を 図る。 ふるさと夏祭の開催 お盆期間中にふるさと夏祭を開催し、 村民と帰省客との交流を促進し観光 の振興を図る。 南相木ダムイベントの開催 南相木ダムを活用したイベントを開催 し、村内外からの誘客を促進し観光 の振興を図る。 Mショップの建設・運営 農産物の6次産業化 南相木村の特産品を開発し販売促進 を図る。 プレミアム付商品券発行	南相木村 南相木村 南相木村 南相木村 南相木村	
3 地域における情 報化	電気通信施設 等情報化のた めの施設 通信用鉄塔 施設 有線テレビジ ョン放送施設 携帯電話不 通話区域の 解消事業	移動通信用施設の整備及び活用 CATV設備の整備・改良 村道小沢線における携帯電話不通話 区域の解消	南相木村 南相木村 南相木村	
4 交通施設の整 備、交通手段の確保	村道 道路 橋りょう 自動車等 過疎地域持続 的発展特別事 業	村道の新設・改良・舗装 トンネルの新設 橋梁の改修 路線バス車両更新 橋梁点検・長寿命化修繕計画更新業 務 橋梁点検及び長寿命化修繕計画更 新を行い、計画的な橋梁の改修を行 う。 デマンドバス導入の検証、実施	南相木村 南相木村 南相木村 南相木村 南相木村	
5 生活環境の整備	水道施設 簡易水道 下水処理施設 その他 消防施設 公営住宅 過疎地域持続 的発展特別事 業	簡易水道施設の維持・改修 合併処理浄化槽の普及促進 自動車ポンプの更新 可搬ポンプの更新 消防防災施設の建設・改修 村営住宅建設、建替 宅地造成 通勤補助 通勤者補助金を交付する。	南相木村 南相木村 南相木村 南相木村 南相木村 南相木村 南相木村 南相木村	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設			
	多機能多世代交流センターの充実	多機能多世代交流センターの機能拡充	南相木村	
	その他	宅老所整備	南相木村	
		高齢者支援ハウスの維持、改修	南相木村	
		佐久広域介護施設整備運営	南相木村	
		デイサービスセンター設備維持・改修	南相木村	
	児童福祉施設			
	保育所	保育所改修、建て替え	南相木村	
		保育所設備の更新・遊具の更新	南相木村	
	過疎地域持続的発展特別事業	高齢者等の生きがい活動支援	南相木村	
		家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になる恐れのある高齢者等を対象に、デイサービスセンターへの通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を図る。		
		外出支援サービス	南相木村	
		村外の医療機関等を受診及び入退院する際に、社会的要因により家族等による送迎及び介助が困難である高齢者等を対象に、有償による運送を行い、利用者及び家族の負担の軽減を図る。		

7 医療の確保	診療施設 診療所 その他 過疎地域持続的発展特別事業	医療機器整備 佐久総合病院施設整備補助	南相木村 南相木村	
	診療所	医師・看護師の確保 身近な地域医療を持続充実させるため医師及び看護師の確保に努める。	南相木村	
	その他	診療所公用車の更新 第二次・第三次医療機関運営 運営費補助	南相木村 南相木村	
8 教育の振興	学校教育関連施設 小学校	小学校校舎・体育館の改修 ICT 機器更新 小学校校舎照明LED化 小学校プール濾過設備更新 小学校空調設備更新	南相木村 南相木村 南相木村 南相木村	
	中学校	中学校校舎・体育館の改修 中学校空調設備更新 中学校プール設備等更新	小海中学校組合 小海中学校組合	
	集会施設、体育施設、図書館等	地区公民館改修 ゲートボール場改修 図書館システム機器更新 社会教育施設の改修	南相木村 南相木村 南相木村 南相木村	
	過疎地域持続的発展特別事業	国際交流員招聘 保育所及び小学校での国際化教育の充実を図るため国際交流員の招聘を行う。	南相木村	
		ICT 支援員の招聘 ICT[支援員の招聘によりカリキュラムの充実と教職員負担の軽減を図る。	南相木村	
		学校教育充実事業 児童数の減少により単式学級の基準を下回る事態が生じた場合に、 村費により教職員を雇用し、単式学級の維持を図る。 私学、公教育実践事業 特色と魅力のある教育の実践を図る。	南相木村 南相木村	
9 集落の整備	若者定住促進住宅	若者定住促進住宅建設	南相木村	
	過疎地域持続的発展特別事業	集落維持活性化対策 過疎化の進行を抑制し、集落の維持を図るため、除雪等の地区活動に係る経費を助成する。	南相木村	
		空家活用対策	南相木村	

		村内に点在する空家の活用を促し、定住促進や集落の維持活性化を図る。 地域おこし協力隊・集落支援員の活用 地域おこし協力隊・集落支援員制度の活用により、過疎化の進行抑制や地域の活性化を図る。	南相木村	
10 地域文化の振興等	地域文化振興施設等 過疎地域持続的発展特別事業	歴史資料館整備 民俗資料館改修 文化財の調査研究 文化財の調査研究など、歴史的遺産の発掘、保存、整備を行い、地域振興に活用する。	南相木村 南相木村 南相木村	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	自然エネルギー活用事業	自然エネルギー（小水力発電・木質バイオマス・太陽光発電等）の導入検証と利用促進を図る。	南相木村	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	豪州小学校との姉妹校提携による交流促進（再掲） 組織活動支援 職員の人材育成	姉妹校提携を締結した豪州南オーストラリア州バロッサバレー自治区サンディークリーク小学校との交流を促進し、相互訪問によるホームステイの実施等により国際理解・国際感覚を養い、将来の村を担う人材育成を図る。 地域の主体的な組織活動への支援を行う。 定期的な職員研修等を行い、職員のスキルアップを図る。	南相木村 南相木村 地域組織 南相木村	

※各施策における効果は一過性でなく、地域の持続的発展に資する将来に及ぶものとします。

南相木村過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和8年度)

編集発行：南相木村 総務課

〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村 3525 番地 1
TEL. 0267-78-2121／FAX. 0267-78-2139